

第二十三回国会 衆議院 大蔵委員會議録 第五号

昭和三十年十二月十三日(火曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事 有馬 英治君 理事 黒金 泰美君

理事 小山 長規君 理事 高見 三郎君

理事 藤枝 泉介君 理事 春日 一幸君

理事 横路 節雄君

浅香 忠雄君 生田 宏一君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 川島正次郎君

小西 寅次郎君 内藤 友明君

中山 榮一君 保利 茂君

坊 秀男君 前田房之助君

山本 勝市君 山村新治郎君

石村 英雄君 石山 權作君

井上 良二君 小川 豊明君

木原津良忠君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 横山 利秋君

石野 久男君

出席政府委員

自治政務次官 早川 崇君

大蔵政務次官 山手 満男君

大蔵事務官 (主計局次長) 原 純夫君

大蔵事務官 (主計局次長) 宮川新一郎君

大蔵事務官 (主計局長) 渡邊喜久造君

委員外の出席者

大蔵事務官(主計局法規課長) 村上孝太郎君

大蔵事務官(主税局税制第一課長) 白石 正雄君

農林事務官(食糧庁総務部長) 新澤 寧君

専門員 椎木 文也君

十二月十日

三級清酒設定反対に関する請願(野田卯一君紹介)(第二二五号)

同(井手以誠君紹介)(第二二六号)

同(平野三郎君紹介)(第二二六号)

同(井堀繁雄君紹介)(第二七九号)

かん害被害農家に対する所得税減免に関する請願(松平忠久君紹介)(第二三三号)

証券取引法の一部改正に関する請願(小山長規君紹介)(第二四四号)

在外資産の処理促進に関する請願(村松久義君外一名紹介)(第二八〇号)

互助組合掛金の非課税に関する請願(五島虎雄君紹介)(第二八一号)

同(川村継義君紹介)(第二八二号)

同(加賀田進君紹介)(第三二一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二号)

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○松原委員長 これより會議を開きます。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案並びに食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

質疑を続行いたします。小川豊明君。

○小川(豊)委員 私はせんだつての大蔵委員と大蔵当局との質疑の中で、お聞きしておいて疑問に思ふ点が二、三出てきたので、これをお聞きしたいと思ふのであります。

そこで先般の質疑の中で、地方公共団体が、府県が何かかなり財政を圧縮し得るような、逆に言うならば放漫な形が相当あるというような印象を受けたわけでありまして、それを調べてみますと、昭和十一年度を基準としないで、これに対してどうお考えになっておられるか。たとえばここで私調べてみますと、昭和十一年度を基準として、昭和十一年度には国家財政は二十二億あった。この中には軍事費があり、国債費があるわけです。それですら、これを差し引くと、純行財政というものは八億三千四百方に国家財政がなるわけなんです。ところが昭和三十一年度となると、御承知のように九千九百九十億というふうな予算が組まれます。この中に軍事費が千三百二十億、国債費はあります。そういう点から、純行財政というものは七千二百九十億、こういう形になって、これは膨張率が倍數からいって昭和十一年度に対して八百六十八倍になっておると、ところが一方地方財政の方を見ると、これは十一年度には二十三億、この中には地方債費等があるわけです。これを差し引くと純行財政というものは十五億。今日の地方財政を見ると、これが六百倍になります。すると国家財政は八百六十八倍、地方財政の方は六

百倍にしかふえていない。従つてこういう点から見ると、地方財政はむしろ窮乏せなければならぬような状態に置かれておるのではないかと、こう数字の上から見ると出てくるのですけれども、これが地方財政はもつと圧縮し得る、削減し得るのだという根拠は一体どこから生まれてくるのか、この点をお尋ねしたい。

○早川政府委員 ただいま御指摘の通り、特に地方の方が中央より放漫であるという論拠はないと思ひます。その理由は、戦争前に比しまして、地方が根本的に大きい費用を受け持たなければならぬ原因は六・三制なんです。六・三制に伴う教員の非常な増加して、それから建築費、その他から見まして、むしろ今の国家と地方の比率からいいますと、六百倍という数字は相当無理をしているという根拠にならうかと思ひます。逆にいへば、国家よりも少なくて、しかも実際は国家よりも少なくて、それは二重の意味で地方財政としては窮乏になっておるといふことは言えますと思ひます。ただ個々に當つてみますと、県の財政力に不相応なことをやっておる県が間々あるのであります。一つの県で六つの大学校ができたり、造船の非常に好景気のときに、事業税が非常に入るといふので、たくさんな福利施設を作り、しかもそれに伴つて人員が増加するといふような、先を見ない、放漫といひますか、積極的なことをやつたために困つておる府県が相当ございます。そういうような

点は、やはりケース・バイ・ケースで見て、こういった県は少し緊縮しなければならぬといふような面は、交付税、特別交付税、あるいは起債その他、の面で健全財政に行くように間接的に指導していきたい。御承知のように、自治庁は前の内務省とは違ひますから、直接的な監督指導はできませんが、交付税あるいは起債その他でそういう県は指導していきたい、かように考えております。

○小川(豊)委員 そういう特別なケースがあつて、赤字を出さざるを得ない府県もあることは今の御説明でわかつたわけですが、それを間接的に指導していくのもいいでしょうが、ただ私どもの言いたいことは、こういうふうな数字が出てくるにもかかわらず、地方財政が何か特に全般的に放漫なことをやつておるのだといふ、そういう先入観で見えていくということは、非常に危険であり誤まりじゃないか。むしろ私は、国家財政の方にこそ検討すべき余地があるのではないかと、こういうことを考へる。これについて大蔵政務次官はどうお考えになりますか。

○山手政府委員 中央地方を通しまして、予算の總計は一兆七千億ばかりになつておると思つておられますが、そのうち中央の分につきましては、非常に大きな金額に上るもののうちで、地方に對する交付税あるいは補助金、そういうふうなものが中央の支出の中には含まれておりました。これは地方の方

とは違って、地方の方は組まれておる予算はストリートに全部そのものが地方の歳出になるということになるわけでありまして、ただいま御指摘になりました数字の比率は、まだ私もよくつまびらかにしてはおりません、けれども、十分検討してみなければいろいろ問題はあらうと思ひます。特に職員の手給の問題等につきましては、これはほとんど最後の集計ができておるようでございますが、ごく最近の中間報告を聞きますと、一部の地方団体、東京都等におきましては、給与が国家公務員に比べて三割くらい高いんじゃないだろうかという推定がほぼ事実になつておると見られております。そのほかいろいろのご意見もございまして、われわれは、中央はもちろんでございしますが、地方の方にもまだ相当節約をしていただく余地もあらうかと考えております。

○小川(豊)委員 今地方の公務員が三割程度高いんじゃないか、こういうお話が出てきたので、これを見ますと、昭和二十九年の給与所得の推計額、これが二兆六千七百億、ここから算出してみますと、国家公務員に〇・二五カ月今度支払うとすると、三十六万人と見て十八億、それから中小学校の教員のワケは二十四億、この中で半分は十二億というものは当然国家が出さなければならぬ。それから三公社五現業で、〇・二五で四十億、地方公務員は三十六億、これらを今度引いてみると、一般の民間の場合は幾らかかといつて三百五十九億、こういう数字が出てきます。これを合算すると四百七十七億という数字が出るわけです。この四

百七十七億に、圧縮し圧縮してみて、〇・〇九四という税率をかけてみると、四十五億というものはね返りとして国庫の収入になつてくる。あなたの方では十八億に、国庫負担しなければならぬ中小学校の教員十二億を加えて、この分だけ負担すれば四十五億というものはね返つてくることになつておるわけですね。そうでしょう。だから、こういう点からいって、きのうも地方行政委員会などで〇・二五カ月を支給することによつて、地方財政に赤字が出る、これは予算措置を通常国会においてしようというふうなお話があつたわけですね。それは一体あなたの方でどういふふうになされるのですか。

○山手政府委員 今いろいろ御指摘がございまして、民間の方の給与につきましては、今度の問題は別でございまして、百十八億の方にございまして、これを出すことになりまして、もちろん私がね返つてくるということになるわけですね、さつき私が申し上げました給与の点が、国家公務員と地方と多少の差があるというふうな考え方につきましては、これはまだはっきりしたことを申し上げる段階ではもちろんございませぬし、ごく近いうちにはっきりした数字が出ると思ひますので、給与の点につきましては、そういう権威のある数字が整いました上でよく検討してみたいと思つております。

○小川(豊)委員 これはゆつくり検討なさる段階でないと思つております。非常に差し迫つた問題なんです。今あなたの方には三割もよけい高く行つておるといふことが、国家公務員の方は一月から三カ月もつて昇給されておるのです。ところが地方はみな延昇といつて、一つも昇給を実施してない。それから日直や宿直を見て、国の方は三百六十円行つて地方は二百円、超勤手当は国の方は七割、地方は三割、旅費でも国の方は一等から三等までであるが、地方はみな三等になつておる、こういうふうな圧縮に圧縮して地方財政を立て直しをやっておるわけですね。今度あなたの方は〇・二五カ月を支給することによつて、地方財政は当然赤字になつてくるわけですね。きのうの委員会でも付帯決議されたそうですが、これに対してあなたの方ではどういふ措置をされるかということをお聞きしたいと思います。

○早川政府委員 先ほど大蔵次官の言われました三割国家公務員の方が多いというの、実は五大都市、特に東京その他でございまして、御指摘の通り、この給与の実態調査が昨日でござりました。それによりますと、学歴、勤務年限、そういうものを全部合せましたそういう条件のもとにおいて平均しますと、ほんの少し地方の方が多くなります。ただし現在自治庁におきまして、予算において組まれております地方の財政計画における給与の数字から比べてみると、はるかに下回つておる。従つて国家としては、なお給与に対して若干の補填をしなければならぬ、こういうのが大体の給与の実態調査の報告でございます。先ほど国の方が三割地方より少いというの、東京とかはんの二、三の都市の実例でございまして、その点は私から補足させていただきますと思ひます。

なご期末手当の所得税のはね返り分が大体三十何億が出るようでありまして、地方といつたしましては、それがいわゆる交付税率二二%というものでございまして、その計算だけでは実は大した数字は出てきませんので、今後期末手当の民間を入れた税のはね返りということ、大蔵省の方で御検討願ひたいと思つております。

○小川(豊)委員 大蔵次官にちよつとお伺ひしますが、あなたはこの数字が間違つておると考えるかどうか。あなたの方が正確な数字を持つておられるわけですね、私はしつと調べておられるわけですが、私の調べによると、あなたの方は〇・二五カ月を上げることによつて、その税金で四十五億がね返つてくることになる、これは間違ひありませんか。そうするとあなたの方は、十八億出すことによつて四十五億吸ひ上げてしまふことになる。

○白石説明員 数字のことでございます。今、私から説明させていただきます。今回国家公務員並びに公社、地方公務員につきましては、〇・二五カ月分が前年に比較いたしまして純粋に増加する、かようなことに相なりますと、その総額は百十八億程度と推定せられておりますから、それに対しまする所得税のはね返りは、二十五億程度はね返るものと、かように推定されるわけでありまして、ただ民間につきましては、前年度に比較いたしまして〇・二五カ月分だけ純粋に増加するかどうかという問題は、また別個の問題でございまして、全体の給与水準その他給与の支給状況等の実施の状況に依りまして、源泉所得税全体がどのような収入状況を示すかということになつて現われるものと考えております。

○小川(豊)委員 昭和二十九年の給与所得は二兆六千七百億とございまして、あなたの数字で出ておるのです。その二兆六千七百億というものを分類すると、国家公務員は七十二億であつて、このあれていまして、〇・二五カ月で、七十二億を基礎にした、あるいは中小学校の九十六億、こういうものを基礎にした〇・二五カ月でいくと、あなたの方は国家公務員に十八億出さなければならぬ、中小学校の教員には二十四億出さなければならぬ。その中で、全体の半額の十二億はあなたの方で出す。三公社五現業は四十億である。それから地方公務員は三十六億である。そういうものを差し引くと、三百五十九億というものが当然出てくる数字なんです。あなたの方では〇・二五カ月出すところもある、出さないとところもあるからわからない、こういうことでしょうか。今はそれがどうなるか、その数字がわからないからこの点ははっきり申し上げられない、こういう御答弁だと思つて、そういう点からいって、昨年とはかく千四百三十六億というものが民間の給与所得である。これに対して三百五十九億というものが上つておる。ことしこれが上らないというのならこれは別です。私は上ると思つて、上るとはね返つてくるものは四十五億になる。だからあなたの方で十八億と十二億、三十億を支給することによつて四十五億というものは当然あなたの方にはね返つてきてしまふのではないかと、大へんにあなたの方はもうけておるのでないかといふことを聞きたいのです。

○白石説明員 国家公務員、三公社、地方公務員につきましては、おそらく

前年に比較いたしました。二五カ月分が純増になるものと考えられますから、その分の増加額が百十八億という程度に私も承わっておりますので、その分の所得税のはね返りは二十五億程度になるものと推定できるわけでございます。民間につきましては、国家公務員が〇・二五カ月分ふえたら直ちに〇・二五カ月分ふえるというような推定は必ずしも適当でないと考えられますので、これにつきましては別個の問題として検討しなければならぬのではないかと、さように考えておるわけでございます。

○小川(豊)委員 食糧庁に対してはあとで質問します。

○松原委員長 関連質問があります。これを許します。横山君。

○横山委員 今のお話に関連してちよっと早川さんにお伺いしたいのですが、東京その他の少数の大都市の人たちと国家公務員との比較の問題ですが、それはどういう方法で比較されておるのですか。

○早川政府委員 詳しい資料をけさ見ましたが、ここに持ってきておりません。勤続年数、学歴、そういったものを総合いたしました。国家公務員の一般職と、それから地方公務員の大都市の一般職とを比較したてであります。ただ教員は比較するものが実はないのです。だからこれは別に考えております。

○横山委員 そうしますと、大蔵政務次官のおっしゃった俗にいう三割説というものは、あなたの方では根拠なきもの、こういうふうな推定をされるわけですね。

三割という不正確な数字ではなくて、正確な数字で、たとえば東京と一般の国家公務員の一般職とのあれば明確に出ております。従って私の申し上げたのは、そういう一部では三割近い三割にはならぬと思いますが、三割に近い条件の地方公務員と国家公務員との差が出ておりますが、市町村というものの公務員は、今度は逆に国家公務員よりもはるかに悪い。従って全般的に地方公務員と国家公務員を今申し上げましたような条件下で比較いたしますと、ほんの少し国家公務員より地方公務員が多い。しかし従来の地方財政計画による給与の基礎よりは国家公務員の方が多く、こういうことになっておりますので、その穴埋めは、一つ財政措置として、地方財政計画を立てるときにどうしても考慮しなければならぬものではないか、こういう結論になっております。

○横山委員 あなたの話は大体わかりました。俗にいう三割説というものは、たとえば東京大阪の府県、市、区職員の金額の総トータルと国家公務員の総トータルとを按分比例してとると、そういう結果になると思えます。おっしゃる通りそういう学歴なり、勤続年数なり、そういうものを抽出して比較すれば、三割説というものは僕は根拠なきものと思う。大阪なんかは、地域給は国家公務員にはついて、府の職員にはそういうものがつかない。それから大体において勤続年数、学歴、その他については、大都市の職員の方が比較的多いことは、御調査になっておわかりのことだろうと思えます。そういう科学的な方法によって比較をなさらないと、俗にいう三割説というものが国会に横行して、誤まった判断をすると思えます。これは大蔵政務次官にも頭の中に入れておいてほしいと思えます。

○山手政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、自治行政務次官から補足を申し上げました通りでありまして、一部のところではそういうものもあるという工合であって、給与の実態調査の結果を詳細に調べてみなければいけないけれども、多少高い部面もあるだろうという話を申し上げたわけでありまして、今の給与の実態調査の内容につきましては、正確を期するためにいろいろ努力はされたように聞いておりますが、今あなたの最後の段でお話になりましたように、いわば科学的な調査をしたように私は聞いておるわけでありまして。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案につきましては、質疑も大体尽くされたと存じますので、この程度にて質疑を終了せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの藤枝君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。討論の通告がありますので、これを許します。石村英雄君。

○石村委員 私は日本社会党を代表して、ただいま議題に供せられております交付税等の特別会計法の一部改正の法律案に対して、反対の意思を明らかにせんとするものでござい

ます。

われわれ社会党の主張は、昨日の本会議におきまして、補正予算関係での法律案の改正に対しても反対の意思は明らかにされておりますので、ごく簡単に要点だけ申し上げておきたいと存じます。

この改正案の内容は、交付税及び譲与税配付金特別会計法に、歳入において借入金を開かんとする修正案でございます。特別会計法で、たとえば事業なんかをするような特別会計においては、あるいは借入金という方法も場合によっては考えられるかと存じますが、地方財政のためのこの交付税についてはその財源を借入金によるということとは、健全財政という立場から申しまして絶対に承服することのできない改正でございます。政府はしきりに健全財政ということをおっしゃるのですが、健全財政という立場を貫くためには、赤字公債の発行を事実上認めるところのこの借入金を開かんとする特別会計法において認めることはどうして困難でございませぬ。政府は、単に今日の窮乏している地方財政を救うために歳入をしなければならぬ、そのために、歳入についての意見がまだ統一されないの

で、とりあえず借入金をやっておくだけだ、ただ予算の歳入歳出の面をつくらうのにすぎない、こういう御説明でございませぬ。しかしながら、政府が今後どんな処置をされるかということはまだ未確定でございませぬ。そうして、少くともこの法律案の改正によりまして、交付税特別会計法において借入金が開かれる、赤字公債の発行の道が開かれるということはきわめて重要なことだと存じます。財政案の端緒をここに開くといわざるを得ないと思

います。政府は通常国会において処置をすると言っておりますが、いかなる処置が行われるか、それは全く未定であります。今日明らかなことは、赤字公債の発行の道を開いたということ、重要な問題だと存じます。日本社会党は、財政の健全化のために、赤字公債の発行には絶対反対いたしておるわけでございます。従って、赤字公債の道を今日開く、財政案の端緒をここに引き起すというこの法律案には、われわれは絶対に承服することはできません。もし政府は、今日の地方財政の窮乏を救うために何らかの処置を講じなければならぬという考慮であるならば、はつきりした歳入をここに持つてくるべきである。借入金によってこれをまかなうという考え方は、絶対に承服することのできない方法だといわざるを得ないのであります。与党の諸君も、この財源についてはいろいろ御異論があるかに聞いておりますが、前尾君の代表質問では、防衛費の繰越金でまかなえよという自由民主党を代表しての質問もございませぬ。従って、いかなることになるかわからない問題でございませぬ。財政の健全を主張せられる自由民主党の方でもせひとも反対していただきたいと存じます。

これをもちつて私の討論を終わります。

(拍手)

○松原委員長 次に石野久雄君。

○石野委員 私はただいま上程になっております交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案に対して、反対の意見を簡単に申し上げます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第五号 昭和三十年十二月十三日

ただいま社会党を代表されて反対意見がありましたように、この法案の意図する根本はどうありましようとも、結局はこれによって健全財政が紊れようとするという点が第一点。
第二点は、地方自治体の現在の赤字財政に対する対策をいたしまして、政府は非常にごまかしの方策をとっておられることに、私たちは強く反対しなければなりません。地方財政の問題に対するほんとうの施策を地方から要望している点に対しては、何もこたえていないのであります。特に税率三%に相当するものをここで補おうとする意図は、ほんとうに地方の要望に對するごまかしであるという事は、しばしば同僚議員からの質問でもはっきりしておられるのであります。特にこれに關連して、引き当ての財源とされるべきものが地方団体の公共事業の削減にまで及んでいるという点は、かえって逆に地方の財政を一そう窮迫させるということになってくると思ひます。

〔賛成者起立〕

○松原委員長 起立多数。よつて本法は原案の通り可決いたしました。この際お諮りいたします。ただいま議決いたしました法律案に關する委員報告書の作成、提出手續等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議はありませぬか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長 引き続き食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案についての質疑を続行いたします。小川豊明君。

○小川(豊)委員 この前の委員会でも井上委員から砂糖の問題で質問があつて、それに対するお答えがあつたわけですが、ただここで私お聞きしたいのは、アメリカの全部ではありませぬが、ある州等では砂糖に精製ブドウ糖を一部強制混入している州があるという事ですが、あなたの方ではそういうことをお調べになつてありますか。

○新澤説明員 お話の通り私どもの方でも、アメリカの州で州の法律を作りまして、強制混入をしているという話を聞いております。

○小川(豊)委員 今砂糖価格が暴騰したり暴落したりしている。これは砂糖

の正常な価格ではなくて、むしろ輸入の不手ぎわ等からくる投機によつてこたう結果が出てくる。これを防ぐことを考へる場合に、日本の有効需要を私は大体百万トンだと見ています。私に大体百万トンの中にも強制混入等が割られるとすれば、十万吨混入することができるとなるわけですが、その十万吨の分だけ砂糖の輸入を圧縮することができるとは、一方にこの砂糖の価格と見合つて、輸入糖の価格の上り下りに応じて澱粉の価格が絶えず上り下りをしており、このことから澱粉業者が非常な不安と動揺の中に置かれておられる。こういうことを防ぐことからも、調べてみると、昭和十九年度には十四億万貫というのが日本のカンショの生産高なんです。これを精製ブドウ糖にして、一割、十万吨混入するとすると、これに要する澱粉が二千九百六十萬貫、カンショにするのがちやうど生産高の一割になります。一億四千萬貫というものがここに振り向けられることになるわけですが、そういうことになる、砂糖の輸入が一方において抑制できると同時に、澱粉の価格も非常に安定してくるのじゃないか。今聞くと、中小企業等の澱粉業者には金を貸さないやうです。というの、絶えず不安の中に置かれておられるから貸さない。そういうことか、澱粉業というものは一そう困難な状態に追い込まれておられる。こういうことをあなたの方ではお考えになつて、この精製ブドウ糖というものを作つていくやうなことを研究されたことがあるか、ないまでも、そういうことを日本でもやるべきであるというやうな見解を持つておられるのかおられないのか、この点をお尋ねしておきたい。

○新澤説明員 お話の通り、砂糖をできるだけ国内で自給するという線、それから栄養的な観点からも、精製ブドウ糖は非常に価値の高いものだという話を聞いております。従いまして、精製ブドウ糖の生産ということに關しましては、私も非常に関心を持っております。数年前から二社につぎまして応用研究費を出しまして、その工業化の研究を促進して参つてきておるわけですが、御承知の通り、精製ブドウ糖として砂糖にまますためには、非常に純度の高い製品ができることが必要でございます。ので、なかなか工業化がむずかしいわけでございます。そういうわけで、今まではまだ完全な工業化、工業生産というところまで行きませんが、実験室の段階であつたわけでございますが、幸いにして実験室の段階を過ぎまして、工業生産をなし得る曙光が見えてきたわけでございます。実は今年度、その技術がある程度まで完成しました。澱粉社に對しまして、開銀等の資金のあつせんをするという心組みでおりましたが、なかなか今のところ思うやうにいつておりません。さらに私の方も側面的な援助をいたしまして、早く工業化ができるやうに持つていきたい、こういうふうな心がけておるわけでございます。残念ながら実は今日の段階では、ようやく実験室の段階を終えたというところにとどまつておるわけでございます。今後さらに一そう努力したい、こう考へております。

○小川(豊)委員 農林省でそういう点について研究に着手されておつたという事は、私は今初めて聞いたのですが、非常にけつこうなことだと思ひます。砂糖の輸入を削減することが、さらにはこの価格、それから關連する澱粉価格等の安定もはかり得ることだから、これはぜひ急速に一つ各省とも連絡してお進めを努力を願ひたいと思ひます。

次に、昨年問題になつた砂糖の消費税の三ヶ月延納が二ヶ月になつたわけでありまして、あれもいろいろ問題があつて、三ヶ月を二ヶ月にしたわけですが、あれは二ヶ月が妥当でありませぬか、それとも二ヶ月をもつと圧縮するやうな意思は大蔵省の方にありますか。

○渡邊政府委員 砂糖の消費税の延納期間の問題でございますが、御承知のやうに法律では三ヶ月になつておりますが、現在三ヶ月以内ということで二ヶ月が実施いたしております。現在の二ヶ月が妥当か、もう少し短かくしてもいいかどうかという問題につきましては、いろいろわれわれの方も検討しておりますが、来年度の予算などと見合ひまして、もつと短かくしてよいという結論ができればさらに考へてみたいと思ひます。現在といたしまして、もう少し検討させていただきます。

○井上委員 食糧管理特別會計法の一部改正に關連して、先般の質疑の続きをいたしたい。いろいろ資料を要求しておりますけれども、間に合ひませぬから伺ひますが、九月から始まります三十年産米の買入れですが、この買入れ石数は、最近まで月別のくらしいの石数になり、その支払い金額は

どのくらいになつてゐるか。概数でよ
ろしい。

○新選説明員 三十年産米の買入れ
でございませぬが、実は月別まで出てお
りませぬので恐縮でございませぬが、十
一月末現在の累計を申し上げますと、
二千三百六十二万七千石買入れを了
してございませぬ。これに見合います政府
の支払い金額は、実は買入れ数量よ
りも集計ができて参りますので、こ
れに見合つた買入れ金額は集計がま
だできておりませぬ。大ざっぱに申し
上げますと、これに大体一万円をか
けた数字が支出金ということになり
ます。

○井上委員 大体予定通りの集荷がで
きてゐるようでございませぬが、それに
伴つて、買入れ代金の支払いに關連
する食糧証券の発行も順調のようであ
りますが、ただ十一月になりまして五
十億不足してございませぬ。その五十億
をどこからお借りになつたか知りませ
んが、一時借り入れ金をいたしてお
るが、この一時借り入れ金というのは中
金から借りたと思ひますが、この金
利は何ほどお払いになつておるか。それ
からその後立てかえ払いなるものをさ
してゐるようですが、立てかえ払いの
總金額は何ほどですか。

○新選説明員 第一の一時借り入れ金
の金利は一銭九厘であります。それか
ら中金に立てかえ払いをさしてござい
ませぬ金額は約二百億であります。

○井上委員 政府機関である食糧特別
会計の米の買入れ代金を、中金をし
て立てかえ払いをさせるという法的根
拠は何に基いておるか。

○新選説明員 現在食糧特別会計法に
よりまして、政府の支払いの事務を農

林中金に委託してございませぬ。農林中金
に資金を流し、それで支払いをさせて
おるわけにございませぬが、政府の予定
されておられます買入れ見込み数量と
実際とはなかなか一致いたしませんの
で、契約におきまして、政府がひどく
貸し越しをいたしました場合には、貸
し越しをいたした場合は、貸
法、逆に政府の資金交付が少かつた場
合、いわゆる中金が立てかえ払いをい
たしまして赤字になつておられます場
合には、そのときの処理の方法につきま
して中金と契約を取り結んでおるわけ
であります。結局食糧特別会計法に基
きます中金と食糧庁との間の契約で
やつておる、こういうことになり
ます。

○井上委員 食糧売り払い代金が納付
金額で約三千四、五百万円ぐらい収納
されておるようでございませぬが、一
体の収納されたものの金利は、中金か
らなんぼもらつておるのです。つまり
こちらに収納されてくるとき、中金へ
入れるでしよう。その場合の金利はど
のくらいになりますか。

○新選説明員 政府の収入金は、直接
政府が日本銀行を通じて収納するわけ
にございませぬので、中金は中に入つて
おらないわけにございませぬ。

○井上委員 そうしますと、ここで問
題になりますのは、御存じの通り食糧
証券が予定通り発行不可能になつてき
て、現実一時借入金をしたたり、立て
かえ払いをさせておる。これは、政府
の食糧代金、売り払い収納金は、中金
を通じて食糧証券と相殺される、こう
いう形をとつておるのかと思つたが、
そうではなしに、米の売り払いの収納
代金は日本銀行にやらせておる。そう

すると、食糧は日本銀行から金融を受
けて、そして支払いをすればいいので
あつて、一体どういうわけで政府機関
でない中金を通すのですか、中金から
立てかえ払いをさせなければならぬの
か、政府から払えばいいじゃないで
すか。

○新選説明員 だいたい、収納金が
日銀に入りますと言つたのは、国庫金
の取扱いがすべて日銀に入つてゐるの
で日銀に入る、こういう關係にござい
ます。日銀から食糧会計が金を借りて
いるという關係ではないわけにござい
ます。それで、食糧代金の支払いにつ
きましては、御承知の通り末端の農協
が大体集荷の大部分、九〇%以上を
扱つておるわけにございませぬ。従いま
して、代金の支払いにつきましては、農
協系統を通じて代金の支払いをす
るということが一番便利であるわけに
あります。そこで農協の金融機関であ
ります農林中央金庫を政府の食糧代金
の支払いの、いわば代行機関として取
り扱つていくのが一番代金支払いの上
宜である、こういうふうな考へておる
わけにございませぬ。

なおついでながら融れますと、農協
を通じて米の集荷をいたしてございませ
ぬの代金は、地方銀行を通じて支払いを
しておる、こういうわけにございませ
ぬ。ただ支払いの便宜によりまして農林中
央金庫を使つてゐる、こういうことに
なつてゐます。

○井上委員 この一時借入金とか、こ
れを立てかえ払いの金利というものは、
食糧証券の金利に比べると高いわけ
です。そこでこれを農協に政府が
保証保管を命じて、たとえば今度

のように政府の食糧証券の発行限度引
き上げの法的措置がおくれなりました場
合、当然その立てかえ払いなり一時借
入金をせなければならぬ事態が起つて
こつたと思ひますが、そういう場合
合、農協に対して政府が、農協が集荷
いたした政府買入米の代金を保証
する、そうして農協にその米は代金支
払いまで保管させ、そういたしますな
らば、その間の金利は農協に入るの
です。つまり農協がその間の金利をいた
だくことに相なるのに、そういう手は
ずをせずに、特に高い金利を支払つて
立てかえ払いまでさせて、急にこれを
集めなければならぬという理由はどう
いうところにあるのですか。

○新選説明員 だいたいおつしやいま
したような方法も考へられないではな
いと思ひますが、農協が保管したすに
いたしまして、農協に対しては代金
を支われないというわけにいかないので
はないかと思つてございませぬ。従
いまして、農協としてはどこから金融
をいたしまして支払うということにな
りますと、果して現在中金に対して政
府が扱つておられます金利と、農協がど
こから金融を受けまして立てかえ払
いをするその金利を政府が保証しなけ
ればならぬから、その金額とどちら
が上になるかということにならうか
と思ひます。その間、むしろ政府が中
金に支払う金利の方が、いろいろなコ
スト關係から見まして安上りにいくで
あらうというふうな考へておるわけに
あります。

○井上委員 そうすると食糧では、政
府の買入れ代金は直ちに農民に手渡
されておるとお考へになつてござい
ませぬ。

○新選説明員 現在の食糧の支払いの
建前といたしましては、農家が物を
売つて参りますならば、即座に代金が
手に入るようにということに建前とい
たしまして、資金を中金を通じ、系統
団体を通じて流しておるわけにござい
ます。ただ実際上の問題といたしまし
て、農家といたしましては、必要な現
金だけを直ちに受け取り、残余を貯金
にいたしておる、こういうことは實際と
してあらうかと思ひますが、食糧庁の
建前といたしましては、即座に現金が
農家の希望に応じて支払い得るよう
な態勢ということに建前として承認
してゐるわけにございませぬ。

○井上委員 われわれも、現実集荷
されました食糧代金が、建前としては
今御答弁のように直ちに現金化できる
ような系統機関を通じての支払いをい
たしておることを知つてございませぬ。
しかし實際農協においては、いろいろ他
の取引關係や組合機関、その他の關係
がございまして、精算が非常におくれ
ておる現状です。だから二週間や三週
間おくれたところで、そんなに農民が
支払いを火のつくようにやかましく言
うてこないのです。だからそういう金融
機関に特別高い金利を支わなければなら
ぬような事態ならば、集荷しました
米は政府が買入れられることは明らか
でありますから、買入れの保証さえす
るならば、その間の金利は農協に入る
わけです。それだけ農民の利益になる
わけなんです。そういう措置は何で講
ぜられぬのか。法律に規定してない違
法行為をやつてまで高い金利で金を借
させるという措置をとる必要はない

じやありませんか。農協団体は政府保証をしておけば、その間の倉敷料なりあるいは金利というものは農協に入ってくる。そういう手当が必要だと思いませんか。

○新澤説明員 確かにお話のようなことが考えられないわけではないと思いますが、現在の倉敷法の建前で参りますと、いつ政府に所有権が移転するかという問題等、いろいろむずかしい問題がからみますと同時に、資金関係と申しましても、中金に非常に不当な利益を与えておられるというお話でございますが、中金もそれ相当のやはり資金コストがかかっているわけでございます。それらを勘案いたしましたして、現行制度のもとにおきまして、政府の支出関係をながめあわせて、一番妥当な方法ということ、ずっと従来とも今のような中金と食糧庁との契約によりまして、貸し越し借り越しを含めました相互的な契約をして処置をいたすことが、事務的にも一番簡明明確に処理できる、こういうことでやっておりますわけでございます。新しい制度をとります場合にも、いろいろ確かに御意見のような点はあると思いますが、いろいろそれを付随します事務上の困難さというものを相殺しますと、今やっております方法が一番適当しているのではないかと、こういうふうにご考へるわけでございます。

○井上委員 だいたい食糧の総務部長のお話によると、従来も金が足らぬときは中金と契約して、そうして法的根拠のない立てかえ払いなり一時借入金をやってきた、こういう御説明ですが、大蔵当局はさようなやり方を妥当なやり方とお考へになつていないで

しょう。先般も、今回はやむを得ない事態だということ御答弁をされたようですが、今の答弁によると、従来もずっとさような便宜をとつてきた。政府機関の特別会計の経理を、全然政府機関でない他の機関に、しかも高利でもって立てかえ払いをさすという措置を慣例的に認めるようなことがあり得ますか。

○村上説明員 この問題は、前回石村委員でございまして、御質問に対しては、農林中金の立てかえ払いと申しますが、農林中金の立てかえ払いと申します制度は、法律的根拠をいたしまして、食糧管理法の、食糧代金の支払いについて、これを農林中金に委託することができるといふ規定から発生しております。一般に国の会計事務を国の会計職員以外にやらせますについては、法律的根拠が要りますが、この法律の根拠に基づきまして、国は農林中金と委託契約を結ぶわけでございまして、その委託契約は、これは民法の委任の規定と大体同じでございますが、委任の規定におきましては、まず費用は前払いするのが原則でございます。そこで委任契約における費用の前払い契約に相当する部分は、いわゆる食糧代金として国から交付する農林中金にするといふ関係になります。ただ全国非常に広い範囲で農林中金は支払いをいたしております。従つて支払いをいたします金額が、交付した金額をこえる場合が往々にしてあるのであります。そうした場合に、その交付した金額をこえる部分につきましては、農林中金は国に対して費用償還請求権を持つわけであります。国としてはそれが減りますと、あとでまた不足した資金

を交付する。そういう関係で代金支払いを委託してやっておるわけでございますが、国から交付した資金が遊んでおる間は、国から農林中金に對し利息を請求し、もし農林中金が代金支払いに不足した部分を立てかえしたときには、適に国に對して立てかえ払いのいわゆる費用償還請求権に付随します利子、これは民法の委任契約で認められておりますが、そういう利子の支払いの請求をする、こういう関係になつておられます。これは従来もずっとやっておつたんでございまして、井上委員のおっしゃいますのは、おそれらくこの間石村委員のおっしゃいますように、そういうような立てかえ払いという制度を活用しますと、財政法の四七条とか七条で、一時借入金なりあるいは借入金の限度を国会の議決を経てきめておるにもかかわらず、そういう立てかえ払いという形でその限度を實質的にこわすようなことがありと、しり抜けになるんじゃないかと、いうことだろふと思つて、實際に財政法四七条なり七条の国会の議決を経てきめまして借入金の限度をこすような形を立てかえ払いが行われておることは、これは例外的です。こういう意味でありまして、ただ通常の場合には食糧会計の借入金、一時借入金、食糧証券の限度に余裕がございまして、しかも今申し上げましたような資金交付が不足した場合には、ある程度農林中金が立てかえをするという制度は、これはずっと今までも慣例的に行われておりますし、これは私は合法的であろうと思つておる。そういう意味から、場合を二つに考へまして、そうしたいわゆる代金の委託支払いに付随します、いわ

ば農林中金におきます代金支払いのしるのプラス、マイナスについての問題、これは慣例的に普通であるが、ただそれが實質的に食糧証券なり一時借入金の限度をこえたような立てかえ払いが行われるのは例外である、こういうように御了解を願いたいと思つておる。

○井上委員 政府支払い資金の金利がだぶついて一時中金に保管されておる。その金利はなんぼもらつておるのか。

○新澤説明員 今契約上の金利は、一銭五厘五毛であります。

○井上委員 そうしますと、今大蔵当局の御説明によれば、あなたの方がある程度余分に中金に持たした場合は、金利をこれこれだいたく。もしその資金が足らぬ場合は、一時借入金なり立てかえ払いの措置を法的に講じてきた、こういうことなら、あなたの方は一銭六厘で金利をもらつておりながら、立てかえ払いをしたときにはこれが一銭九厘なりあるいは二銭というのとは、どういふわけか。そんなばかなこととはあり得ないのだ。相互の関係なら相互の金利でいいわけじゃないですか。

○新澤説明員 政府が中金に交付いたします資金は、食糧証券あるいは国庫余裕金等で調達いたしましたものを交付しておるわけでございます。従いまして、そういうような余剰を生じました場合には、政府の調達いたしました資金コストに見合った金利を徴収しておるということでありまして、また逆に計画以上に買入れが進みまして、あらかじめ交付いたしました資金で足りないで、中金が自己資金をもちまし

てその立てかえをいたしまして穴埋めをしたという場合には、やはり中金としての資金調達上のコストがあるわけでございますから、それらを見合せまして、手続をとつております。

○井上委員 あなたの考へ方はちよつと違つたのです。今大蔵当局のおっしゃるような考へ方なら、私は相見互いであるからいい。政府資金の場合は、一銭六厘であつた方は金利の計算をして、中金の一時借入金あるいは立てかえ払いも一銭六厘に相殺してはどうか。

○井上委員 必要限度以上の資金を中金が動かさなければならぬことになつた場合には、さような安い金利ではできないといふ今のあなたの御答弁です。そうならば、一体必要以上の自己資金を動かさなければならぬような会計の現状に放任しておる責任は、だれが負うのですか。この二百億の借入金をやつて、日歩二銭の金利を払えば、少くとも三千万円からの金利が払われているので、三千万円という金は、心やすい金ではありませぬ。あなたの方の資金操作のよろしきを得ないために起るもので、これは一体だれが負担するのですか。結局消費者が負担するか、一般国民が負担することになるのではないかと。そんな心やすいことを言つておつては困る。資金が必要以上に足らぬことになつて、やむを得ず中金の自己資金を必要以上に借り出したために、こういう利子を払わなければならぬ。これはあなたの言うことは当りませぬでしょう。しかしそれでわれわれ国民はいんだということになりませぬか。そういう会計操作を認めた大蔵省は、どうするのです。大蔵省はそれでいい

六

と思つてゐるのですか。三千万円もの金を、そうはいきまますまい。そういう点はもっと責任を負つてもらわなければだめですよ。金額は予算全体からすればわずかなもので、食管会計全体の操作からいへばわずかなことかも知れぬ。しかし今日三千万円というような金をあなの方事務当局で心やすく考えられたら、たまたまのものではない。何ゆえにさうなことをやられるのか、そこを伺いたい。

○原政府委員 お話の点はまことにごもつともであります。私どもも中金の立てかえ払いがかさむということにつきましましては、お話の資金コストという意味で、食管に相当な負担がかかる。これは相当問題であるということをお考えまして、何とかそれを軽減といひますか、埋め合せたいといふことを大蔵省として考えました。その結果、国庫余剰金を食管はふだんから使つておるわけでありまして、これをあとどう限り食管に回すということによつて、金利のない安い金を一部使う。それによつて、たいだいま御指摘の方の金利の増を何とか防ぐ。とんとんということになりますかどうか、一向私まだ見ておりませんが、そういう気持でいたしましたので、御指摘の点はわれわれも注意をいたし、同時にそこまで手を打つておりますことを御了察いただきたくと思ひます。

○井上委員 その点は今後特に御注意を願ひたいし、またピーク時にはかような事態が突如避け得られないことになりまますから、やむを得ないと思ひますが、そういう場合はさいせんのように、この三千万円という金が単協なら単協へそれだけ入つていけば、それだ

け農民の利益にもなるのですよ。そこらをもう少し御検討願つて、国会休会中のやむを得ない事態とわれわれも考えますが、そういうのをもう少し考へてみた必要があるのではないか。ただ中金との契約があるから、委託契約に基いて、机の上で簡単にそういう書類を作れば、それは簡単です。簡単だけれども、それはだれも利益にならない。そういう点をもう少ししじめに御検討願ひたい。

それから大蔵主計当局に伺ひますが、大臣などのえらい人はいいかげんなことを言うけれど、あなた方實際そのばんを持つて年間の財政計画をいろいろ御検討願つておる専門家の立場からお答え願ひたい。いろいろ新聞等で伝わるところによると、大蔵当局は現在生産者米価と消費者米価との開きを何とか縮めようと考えて、消費者米価を上げるべしという意見が非常に強い。事務当局としては、一体来年度予算編成に關して、消費者米価を上げるのを妥当と考へるか。これを上げれば賃金に影響し物価に影響していく、国際収支に影響してくるということから、そう簡単にこれを動かされぬと考へておるか。そこらは一休實際のケースと、専門家としてどういふお考えのもとに、来年度予算の基本的問題と取り組もうとしておるか、この構想を一応あなたから御説明を願ひたい。

○原政府委員 非常に重要な問題でございますので、慎重に検討いたしました上で申し上げたいと思ひます。ただいま事務当局の意見としても申し上げる段階ではないと思ひますので、こ

○松原委員長 石村委員より質疑の要求がございますので、これを許しませう。石村英雄君。

○石村委員 ただ一点だけお尋ねいたしておきます。ただいま大蔵省の御答弁では、立てかえ払いの場合には、償還請求権があつて、それによつて請求してゐるんだ。こういうことなんですが、食糧庁の方では、農林中金と立てかえ払いについての契約に、この点はどういうふうな契約なされていらつしやるか。ただ償還請求権があるから、その請求してきたのによつて適当に払うというのか、それともあらかじめ最終に當つて、政府の方は、政府の方が借り越したときには、金利なら金利、何なら何を幾ら払うというふうな、ちゃんとした契約があるかないか、御説明願ひたい。

○新澤説明員 先ほど来御説明申し上げました通り、できるだけ一切の買入れ状況を見込みまして、資金交付をいたしているわけでございますが、實際はそうはつきりいたしませんので、若干の立てかえが出ております。それに対処して、契約上もし政府の資金交付が多過ぎた場合には、それに対する金利をもち、逆に資金交付が少なくて、中金で自己資金を運用して金繰りをいたした場合には、その結果、金額に応じて幾らの金利を払うという契約をはつきりしております。

○石村委員 私の聞いてゐるのは、その金利契約に金利が入つてゐるとすれば、金利を幾ら払ふ、あるいはもうらうという金利の額が契約の中に決定されているかどうかという点でございます。決定されているなら、その金利の

決定された額を御説明願ひたい。○新澤説明員 日歩幾らということを書いておきまして、政府が貸し越しをした場合には、日歩一銭五厘五毛の割合、逆に政府の借り越しになつております場合には日歩二銭の割合で金利を支払ふ、こういうことになつております。

○藤枝委員 動議を提出いたします。ただいま議題となつております食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきましましては、質疑も大体尽くされたと存じますので、この程度にて質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決されんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの藤枝君の動議に御異議ありませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。これより食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について採決いたします。お諮りいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本法律案は全会一致をもちつて原案の通り可決いたしました。この際お諮りいたします。ただいま決議いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手續等につきましまして、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議はありますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明後十五日午前十時より開会することといたします。これにて散会いたします。午後零時三十二分散会

〔参照〕交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書(都合により別冊附録に掲載)

昭和三十年十二月十五日印刷

昭和三十年十二月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局